

助成の対象となる治療の範囲

1 前年度以前に行われた特定不妊治療による余剰胚が凍結保存されており、それを用いて当年度において凍結胚移植（凍結保存胚の融解→凍結胚移植）のみ実施された場合は、助成対象としてさしつかえない（図のCに相当）。ただし、凍結胚の融解胚移植を行おうとしたが、融解に失敗して治療を終了した場合は、助成対象としない。

2 精子、卵子、受精胚の凍結料は助成対象としてさしつかえない。ただし、凍結された精子、卵子、受精胚の管理料（保存料）は助成対象としない。

3 入院費、食事代は助成対象としない。

4 ①「胚凍結の時点で、患者の月経周期が戻るまで待つてから胚移植を行う方針を主治医が立てており、当初の方針どおり胚移植を行った場合」（図のB）は、1回分の助成申請となる。

②「患者の体調が悪いため胚移植の断念を主治医が判断し、胚凍結して治療打ち切り」（図のD）の後、同年度内に患者の体調が好転して「凍結胚移植（図のC）を行った場合は、同年度内に2回分の助成申請となる。

上記①及び②は、治療内容が結果的に同じとなる場合があり得るため、同内容の治療を受けた患者2人の助成額が異なる場合はあり得る。

なお、Dの打ち切り要因は、「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」と主治医が診断したケースに限定することを原則とする。

主治医の治療方針が「数周期の間をあけて患者の体調回復を待ち、胚移植を実施する」という方針である場合は、Bに当たるため治療は継続中とみなす。

医師がいったん「治療継続不可能」と診断した後1年をたたずに「体調が劇的に好転し胚移植が可能となる」というケース（同年度内にDとCを実施するケース）は、実際にはほとんど発生しないものと考えられる。

5 指定医療機関Pの医師が行う特定不妊治療に至る過程の一環として、Pの医師の指導に基づき、患者の利便性等を考慮して近隣などの医療機関Q（指定を受けていない医療機関である場合も含む）において投薬・注射・検査等を行った場合、患者がQに支払った費用を助成対象に含めてさしつかえない。この場合、受診等証明書はPの医師が作成する。

6 特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法（TESE）または精巣上体内精子吸引採取法（MESA）等の費用は、助成対象としてさしつかえない。

7 指定医療機関Pの医師が行う特定不妊治療に至る過程の一環として、Pの医師の指導に基づき、他の医療機関R（指定を受けていない医療機関である場合も含む）において精巣内精子生検採取法（TESE）等を行った場合、患者がRに支払った費用を助成対象に含めてさしつかえない。この場合、受診等証明書はPの医師が作成する。

8 不育症患者について着床前診断を行うための体外受精・顕微授精は、不妊治療には当たらないことから、助成対象としない。